

第 19 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和8年10月8日(木) 午後3時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第28号 県費負担教職員の任免等の内申について (資料1)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和8年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 令和8年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② 学童クラブ従事職員宿舍借上げ支援事業の実施について (資料3)
 - ③ 練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について (資料4)
 - ④ 練馬春日町駅周辺施設の再編に向けた意見徴取会等の開催について (資料5)
 - ⑤ その他
 - i その他

令和 8 年第三回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 学校における避難訓練について

【質問】

- (1) 6月19日に発生した北区の小学校の火災では、児童らが4階音楽室のひさしに避難する事態となった。現在、区立小中学校87校には消防設備として救助袋が設置されているが、実際に使用方法を習得していなければ、緊急時に適切に活用することは難しい。そこで、児童生徒や学校関係者の安全確保を図る観点から、教職員や避難拠点要員を対象とした救助袋を用いた避難訓練が必要と考える。訓練の実施に必要な学校予算の増額について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 北区の小学校における火災事故を踏まえ、区内の学校では、避難器具を使用した訓練を順次開始し、既に、17校で訓練を終えている。今後30校で実施予定であり、その他の学校についても、現在、実施を働きかけている。児童生徒の命を守るためには、こうした訓練を継続的に行うことが不可欠である。来年度以降、各校で定期的に訓練を実施できるよう、必要な予算の確保に取り組んでいく。

◆ 障害のある児童生徒への支援について

【質問】

- (1) 区は、本年4月に、障害のある児童生徒や保護者、学校への支援をさらに強化することを目的に、教育委員会内に障害児の支援調整を担う「教育福祉課」を設置した。教育福祉課の主な取組として、「ねりま障害児学びの相談窓口」の設置を進めるほか、学校への継続的なアウトリーチ型相談事業を実施している。このアウトリーチ型相談事業の具体的な取組内容と現在の実施状況を伺う。
- (2) 特別支援教室の支援だけでは課題の改善が困難な児童生徒もいることから、自閉症・情緒障害特別支援学級の早期設置が必要である。開設に向けた現在の検討状況について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 福祉職を中心に区立小中学校へのアウトリーチを実施し、教職員から障害のある児童生徒への支援方法等に関する困りごとを聞き取り、継続的に支援を行っている。本年6月の事業開始以降、37校、延べ50回訪問し、学校や保護者、こども発達支援

センターなどの支援機関との橋渡し役を担うことで、具体的な改善につながるなど、一定の成果が上がっている。

- (2) 令和7年3月に策定した「練馬区特別支援教育実施方針」では、自閉症・情緒障害の固定学級は、学校改築にあわせて令和15年度に開設する予定であった。ニーズの高まりを受け、学校と調整を重ねた結果、豊玉南小学校および豊玉第二中学校の既存教室を活用し、令和10年度に開設の見通しが立った。現在、入級手続等の整理や、設置予定校との協議、先行自治体への視察などを行い、円滑な開設に向けた取組を進めている。

◆ 不登校・学習障害(LD)の学びの保障について

【質問】

- (1) 不登校児童生徒数は令和7年度、過去最多を更新した。こうしたなか、区が校内で不登校を支援する校内別室指導支援員を配置したことを評価する。

しかし、支援団体や保護者からは「支援制度はあるのに使えない」という相談が相次いでいる。その象徴が適応指導教室の利用をめぐる「30日ルール」である。申込みに際し、学校や担当者から「年間30日以上欠席がないと利用できない」と説明され、申込みを断られたというような相談である。

さらに、小学校のフリーマインドからトライへの移行時にも、新たに30日の欠席を求められたとも伺った。区は「一律には30日の欠席を求めない」としている。ならば、なぜ同じ相談が繰り返されるのか。区の説明と現場の運用には明らかな乖離がある。

欠席日数にかかわらず、適応指導教室を利用できることを明記し、学校や担当者、保護者への周知を徹底すべきである。区の所見を伺う。

- (2) 区は「全校で校内別室を実施している」としているが、1学期の段階で、希望者がいない等の理由により実施されなかった学校が小学校6校、中学校1校の計7校あった。全ての学校での実施を徹底すべきである。区の所見を伺う。
- (3) 現在では開室の目安は週2～3日である。しかし、子どもが「今日は行けそう」と思った日に閉まっていれば、居場所とは言えない。来年度予算において毎日開室できる予算を確保すべきである。区の所見を伺う。
- (4) 校内別室の利用にも30日以上欠席を求める、制度を全家庭に教えない、不登校支援の基本を支援員に十分共有していないなど、学校間に対応に差が見られる。区は、全家庭への周知とあわせて給食を含む過ごし方など、全校共通の運用指針を整備し、徹底すべきである。

また、支援員が役割を具体的に理解できるよう、研修と校内での情報共有を充実すべきである。区の所見を伺う。

- (5) 区の小中学校における健康診断未受診者の7割以上が不登校とのことである。区は、学校医の医療機関で6月末まで無料受診できるとしているが、期間外は自己負担である。年間を通じて無料で受診できる仕組みを整えるべきである。区の所見を伺う。

- (6) フリーマインドやトライ、校内別室が合わない子どもにとって、民間のフリースクールや地域の居場所は大切な学びの場である。都は月額最大2万円を助成しているが、23区中7区では、さらに区独自の助成を実施している。練馬区も助成を創設し、家庭の負担を軽減すべきである。区の所見を伺う。

- (7) 区は、令和4年度から、学習障害等のある子どもの支援のひとつとして、教科書を音声で聴きながら学べるソフト「DAISY（デイジー）」を導入しているが、昨年度の利用者は小中学校全体で67人と、利用が少ない。

区は全家庭への周知を徹底し、読み書きに困難があり、利用を希望する子どもがあれば速やかに使える運用へ改めるべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) トライ・フリーマインドの利用に当たっては、一律に30日以上欠席を条件としていないが、学校現場においては、登校できている段階で、学校外の支援機関の利用を積極的に勧めていない実態もある。

現在は、校内別室等の学校内の環境も整ってきており、引き続き、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状態や意向を踏まえ、適切な支援先を分かりやすく案内するよう周知していく。

- (2) 区では、各校への調査等を通じて、校内別室の設置状況や利用実態を確認しており、希望者の有無に関わらず、不登校の未然防止の観点から、校内別室を開設するよう指導している。

- (3) 学校現場からは、開室日の拡大を求める声が寄せられており、各校からのアンケート等を踏まえ、より効果的な事業展開に向けて検討していく。

- (4) 校内別室の運営に当たっては、利用条件や教室での過ごし方、支援員の役割等を示した基本方針を策定し、各校へ周知している。利用者の状況については、日々の日誌による報告のほか、支援員と学級担任、養護教諭との定期的な話し合いの場や、管理職が参加する校内支援会議を開催し、組織的な情報共有を図っている。今後も、支援員や教員への研修を実施し、支援の充実に努めていく。

- (5) 現在、学校での健診日時を別に設けるなどの配慮を行うほか、学校医が勤務するクリニック等において、毎年4月から6月末までの期間、無料で健診が受けられる

体制を整えている。今後、受診率の更なる向上に向け、年間を通じて健康診断を受診できる環境の整備に向けて検討を進めていく。

- (6) 区は、令和元年度から実施しているフリースクール連携会議や、昨年度から開始したねりま協働ラボ事業などにおいて、フリースクール等民間団体との意見交換を実施している。現時点で、区独自の補助を始める考えはないが、引き続き定期的な話し合いを継続し、支援のあり方について検討する。

- (7) デイジー教科書は、学習障害や発達障害、視覚障害により、通常の教科書を読むことが難しい児童生徒のため、教科書の文字を音声で読み上げるとともに、読み上げ箇所を画面上で表示する音声教材である。

令和4年以降、必要な児童生徒が利用できるよう、各学校に周知しているが、活用が進んでいない実態がある。今後、更なる活用が図られるよう効果的な周知方法を検討していく。

◆ デジタル教育について1

【質問】

- (1) 本年6月、学校教育法が改正され、国はタブレットなどの端末で閲覧・操作ができる「デジタル教科書」を正式な教科書として位置付けた。デジタル機能を活用すると、英語では再生速度が調整できることや、算数や数学などでは文字や図形を拡大できることにより理解促進につながる。さらには、日本語が母語でない児童生徒への学習支援にもつながっているとのことである。

そこで、区におけるデジタル教科書の現在の利用状況と学びとの関連性について、区の所見を伺う。

- (2) 法改正により、教育委員会では、紙のみ、デジタルのみ、紙とデジタルの併用という3つの形態から教科書の使用形態を決定することになると伺っている。

教科書の三形態の選択に当たり、教育委員会は今後、教科ごとにどのような基準や考え方に基づいて選択判断するのか、区の所見を伺う。

- (3) 生成AIは、学習のサポートなど幅広く活用できる反面、利用方法を誤ると、AIが導き出した回答に依存し、自分で考える機会が減るリスクも大いに考えられる。区はどのように対応していくつもりなのか、区の所見を伺う。

- (4) 教員および児童生徒が、情報技術を適切に活用して学習に生かすための「情報活用能力」を身に付けられるよう、研修を実施する必要があると考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、小学校5年生以上を対象に、英語は全ての学校、算数・数学は約5割の学校で導入している。紙の教科書をベースに、授業内容に応じてデジタル教科書を適宜使用している。デジタル教科書は、動画や音声による補足説明を通じて学習効果を高める効果がある一方、児童生徒への操作方法の指導に時間を要することや、紙の教科書と比べて一覧性が低いといった意見も寄せられている。
- (2) 今後の教科書の選定に当たっては、紙、デジタル双方の利点を踏まえ、国や都のガイドライン等を注視しながら、児童生徒にとって最適な学習環境が構築できるよう取り組んでいく。
- (3) 生成AIは利便性が高い一方で、情報の真偽を見極める必要があることや、活用方法によっては自ら考える機会の減少につながるものが指摘されている。そのため、これからの教育においては、自ら考え探究していく力を基盤に、生成AIを適切に活用する力を一体的に育んでいくことが求められている。

区は来月からの中学校での生成AI導入に向け、区独自に策定したガイドラインに基づき、教員に対する事前研修や生徒への事前指導を実施している。

- (4) 情報活用能力の向上のため、教員には、各校で選任するICT活用推進リーダーを対象とした研修を年間5回実施し、実践事例や学校での活用事例を共有している。また、ICT支援員が各校を訪問し、授業改善に向けた支援を行っている。

児童生徒には、学年ごとに育成を目指す資質・能力、学習内容、情報モラルなどを体系的に整理した「教育ICT実践事例集」を基に、発達段階に応じた情報活用能力の育成を計画的に進めている。

◆ デジタル教育について2

【質問】

- (1) 以前の一般質問において、デジタル先進国が紙の教科書へ回帰していることを挙げ、デジタル教育の検証を区に要望した。区からは、「学校長等を委員とする教育ICT利活用等推進委員会を開催し、これらの取組の成果や課題等について検証を行っている」との答弁があった。

教育ICT利活用等推進委員会における検証では、どのような成果や課題が示されたのか伺う。

- (2) デジタル教科書を正式化する改正学校教育法が6月に成立した。2030年度から導入されると、学校の教科書は「紙」「デジタル」「紙とデジタルのハイブリッド」の3形態になる。デジタル端末について、区では子どもたちや保護者からどのよう

な声が上がっているのか伺う。

【答弁】

- (1) 区は、毎年、教員および児童生徒を対象に、ICTに関する活用能力や活用状況などを調査し、実態把握に取り組んでいる。調査結果については、前年度との比較・分析を行い、「教育ICT利活用等推進委員会」などで、成果や課題を確認している。

例えば、教員の約85%が「児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたりすることができる」と回答し、また、児童生徒の約85%が「調べたことをもとに、自分の考えをまとめることができる」と回答するなどの成果が見えた。一方で、「授業で週3回以上タブレット端末を使用した」と回答した児童生徒が5割程度に留まるなどの課題が確認されている。こうした検証結果を踏まえ、毎年度、教員研修資料等の充実を図っている。

- (2) 現在、デジタル端末に関して寄せられている意見のほとんどは、タブレット端末の重さや家庭での使用ルール、使用時間などに関するものとなっている。学校からは、デジタル教科書について、動画や音声による補足説明を通じて学習効果を高める効果がある一方、児童生徒への操作方法の指導に時間を要することや、紙の教科書と比べて一覧性が低いといった意見が寄せられている。

今後の教科書の選定に当たっては、紙、デジタル双方の利点を踏まえ、国や都のガイドライン等を注視しながら、児童生徒にとって最適な学習環境が構築できるよう取り組んでいく。

◆ 教育・子育て政策について

【質問】

- (1) 本年8月から中村西小学校の改築計画期間が始まり、先日の住民説明会でも多くの質問が出ている。同校区では、スクールゾーンの適用時間帯にも車が速度を出して通行し危険との声をいただいている。今後どのようにして、中村西小学校周辺の交通安全対策を進めていくのか、区の所見を伺う。

- (2) 学校現場からは、スクール・サポート・スタッフなど、サポート人材の増員を求める声に加え、副校長補佐についても、決められた業務の範囲にとどまらず、学校単位で柔軟に運用できるようにしてほしいとの意見をいただいている。

学校の実情に応じて職種の配置割合を調整できるよう、改善を検討すべきと考える。区の所見を伺う。

- (3) 本年6月、北区立滝野川第三小学校で、児童ら11人が重軽傷を負う火災が発生した。江戸川区では教職員を対象に救助袋の操作研修を実施したと聞いており、練馬

区でも同様の機会を設けられないか。区の所見を伺う。

- (4) 火災発生場所を複数想定しても安全な避難が可能か、学校はもとより児童館などでも改めて検証する意義があると考え。区の所見を伺う。

- (5) 昨年6月の自殺対策基本法の改正では、デジタル技術の活用や自殺リスク情報の迅速な把握が明記され、本年4月に全面施行された。東京都も「次世代校務DXプロジェクト」として、統合型校務支援システムの共通化と教育ダッシュボードの整備を進めている。

令和10年度以降の共通化を見据え、出欠・保健・学習データを横断した早期発見と、支援を待つのではなく届けるプッシュ型の対応について、どのような検討を進めているのか、区の所見を伺う。

- (6) 国が定める保育士の配置基準は、3歳児で20対1から15対1、4・5歳児で30対1から25対1へと改善された。幼稚園型一時預かり事業もこの影響を受けるため、練馬こども園では新たな職員確保が必要となる可能性がある。特に3歳児は、改善に係る経過措置が令和9年度末で終了することから、先送りできる問題ではない。練馬こども園が配置改善に対応できるよう、区独自の加算等、新たな財政支援を検討すべきと考える。

また、練馬区私立幼稚園教育環境整備費補助金は、幼稚園割85万円、園児一人当たり3,500円と、平成18年度以降約20年間、単価が見直されていない。この間の物価や人件費の上昇を踏まえ、見直す意義が高いと考える。あわせて区の所見を伺う。

- (7) 教科書とタブレットの併用により、通学時の荷物が増加している。富山県朝日町ではデジタル教科書導入と置き勉の推奨により、荷物を4.8kgから3.9kgへ軽減するなど先行自治体事例もある。タブレットの持ち帰り状況など学校間の運用ルール格差を調査するなど、練馬区でも重量負担の実態把握を行うべきと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) これまでも警察と連携しながら必要な対策を講じてきたが、今年度実施する通学路安全点検において、危険を感じる場所や時間帯について状況を把握し、警察への取締り強化の要請や区による道路標示の改善など、実効性のある対策に取り組んでいく。
- (2) 各校には、都の基準に基づき、副校長補佐を1名、スクール・サポート・スタッフを1名から2名配置している。一方、学校生活支援員は、支援を要する児童生徒数に応じて、柔軟に配置している。それぞれの役割に応じて、業務内容や報酬等を明確に定めて採用しているため、範囲外の業務を行うことは困難である。
- (3) 北区の小学校の火災事故を踏まえ、区内の学校では、避難器具を使用した訓練を

順次開始し、既に17校で訓練を終えている。今後30校で実施予定であり、その他の学校についても、実施を働きかけている。

- (4) 児童館等では、2方向の避難経路を確保して、定期的に訓練を実施している。様々な出火場所を想定するなど、平時から防災意識を高め、安全な避難誘導に取り組んでいく。
- (5) 国は、情報通信技術等の適切な活用を図りながら、自殺対策を展開することを求めている。アンケートや面談などを通じて児童生徒の悩みや心の変化を把握する手法に加え、どのような効果的な対策が可能なのか、国や都の動向等を注視し、検討していく。
- (6) 幼稚園と保育園の格差の解消は、本来、国の責任において対応すべき課題である。今回の保育士配置基準の変更等に合わせ、国は、補助単価の引上げ等の財政措置を講じている。現時点で、区独自の加算措置や私立幼稚園教育環境整備費補助金の基準引上げなどを行う予定はないが、引き続き、各園の運営状況や人材確保の状況等を把握しながら、必要な支援について検討していく。
- (7) タブレットは、持ち帰りを基本としているが、身体的負担を考慮し、小学校1・2年生には充電保管庫を配備している。3年生以上については、家庭学習で使うことの少ない教科書を学校保管とするなど、子どもの発達に応じて柔軟に対応するよう各校に求めている。引き続き、学校訪問などの機会を捉えて取組状況を把握し、対応の徹底を指導していく。

◆ 教育について1

【質問】

- (1) 令和6年度の調査によれば、練馬区の中学校教諭の残業時間は月平均46.8時間と23区でワースト1位である。精神疾患による休職者も相次いでおり、現場の負担は非常に厳しい状況である。区はこの結果をどのように受け止め、原因をどう分析しているか。区の所見を伺う。
- (2) 区は今年度、各校2名を基本とする部活動指導員の配置に必要な予算を措置したが、学校に対する調査では「教員の負担軽減のために採用したが、指導員に中学生への指導経験がないため、教員も同時に指導せざるを得ない」との回答もあった。教員の負担が実際に軽減されたのか検証すべきである。

また、来年度は、現在の配置を基本としつつ、学校規模や部活動数、部員数などに応じて追加配置できる仕組みを整えるべきである。あわせて区の所見を伺う。
- (3) 区は、専門家による部活動指導員向けの研修も行っているが、平日開催のため未

受講者もいるとのことである。オンライン等を活用し、全員の受講を保障するとともに、服務規律、体罰・ハラスメント防止など今日的な課題に即して研修を更新し、学校や生徒の声を踏まえた評価も行うべきである。区の所見を伺う。

- (4) 東京都は今年度、都立学校の教員に1人1台の公用スマートフォンを配付した。現場からは、連絡のたびに職員室へ戻ることや、限られた電話回線の利用が負担との声が届いている。区でもモデル校を設け、公用スマートフォンの導入と効果検証を進めるべきである。区の所見を伺う。
- (5) 区長は、6月の所信で「23区トップの給食を目指す」と表明した。その実現には、食材費や献立の充実だけでなく、給食を支える職員が安心して専門性を発揮できる体制が欠かせない。ついては、学校栄養関係職員に関するつぎの3点について、区の所見を伺う。
- ① 現在、区の学校栄養関係職員は都費職員と区の会計年度任用職員で構成され、会計年度任用職員は55名と半数を超えている。学校給食という恒常的業務を、年度単位の任用に委ね続けることは、その責任の重さに見合っているのか。
- ② 学校によっては、栄養士の本来の業務を離れ、請求書の計算からクリーニングの手配まで担っている。栄養士が担う業務を明確にし、全校共通の統一基準を示すべきである。
- ③ 職員からは、「休憩がほとんど取れない」「休みの日も、学級閉鎖があれば食材のキャンセルや業者への連絡が必要」などの声も寄せられている。全校の学校栄養関係職員を対象に、勤務時間や休日の対応などを含めた実態調査を行うべきである。
- また、他区では職員の負担軽減のため、業務補助員や事務補助員を配置している。練馬区も他区の制度を参考に、個人の献身に頼るのではなく、組織として安全を守るべきである。

【答弁】

- (1) 令和6年度の国の調査では、小学校・中学校別に、校長、副校長、教諭など職層ごとの時間外在校時間の結果が出されている。その中で、中学校教諭については、23区で最も長い結果となった。主な要因は、部活動指導と考えている。
- (2) 教員の負担軽減を図るため、今年度から、部活動指導員を各校2名に拡充した。学校からはさらなる増員を望む声があるが、適した人材の確保が難しいことから、今後の拡充策を検討している。
- 区の調査では、33校のうち1校から「指導員が中学生への指導経験がないため、教員も同時に指導している。」との回答があったが、現在は改善されている。
- (3) 様々な事情により、平日の日中の研修への参加が難しい指導員もいるため、現在、

オンライン研修の実施に向けて検討している。指導員の任用継続に当たっては、各校で生徒面談やアンケート等を行って指導状況を確認し、継続の可否を判断している。

- (4) 区では、教職員による児童生徒への性暴力事案を受け、私物のスマートフォン等の教室への持ち込みや、業務での使用を認めていない。また、教員の負担軽減のため、勤務時間終了後は電話がつながらないようにしており、公用スマートフォンが必要となる場面は多くはないと考えている。現時点で導入を進める予定はない。
- (5) 学校栄養士は、国が定める基準等に基づき都が配置することになっており、現在2校に1名配置している。区は、それを補完するため、独自に会計年度任用職員を採用し、全校に栄養士を配置している。両者の業務範囲は同一ではなく、区は会計年度任用職員が担う業務内容や報酬を明確に定めたうえで採用し、各学校では、その範囲内で必要な業務を担っている。

職員の勤怠管理を適切に行うことは、区として当然の責務であり、業務負担が過大とならないよう、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、課題が生じた場合には保健給食課の栄養士が巡回し、対応している。引き続き、現場の声を丁寧に把握しながら、適切な業務環境を確保していく。

◆ 教育について2

【質問】

- (1) 区内の小中学校のスクール水着の色は特に指定はなく、児童の多くは昔ながらの紺色基調の水着を着用していることが多いようである。水辺や水中での事故を避けるためには、水面でも目立つ色を選ぶことが重要であり、蛍光ペンの色のようなネオンカラーや、オレンジやピンクといった色は、視認性が高いそうである。

こうした色の水着を個人で探すのは難しいため、区で導入することを要望する。また、すぐに導入が難しい場合にも、蛍光色の水泳帽等を取り揃えてもらえるよう、区内の量販店に働きかけることを要望する。あわせて区の所見を伺う。

- (2) 本年6月、デジタル教科書を紙の教科書と同等の地位に引き上げる改正学校教育法が成立した。現時点では、小学4年生以下と、全学年の「国語・社会・道徳」の3教科では、デジタル教科書のみでの授業は認められない方針であり、紙の教科書とデジタル教科書を用いるハイブリッド型を採用する自治体が多くなる見通しである。

操作負荷を低減するという意味では、なるべく小学校でのデジタル教科書の使用は制限しながら、リテラシーを含む情報教育はしっかり行うことで、中学校以降の

授業に備えていけるとよいと考える。

また、小学校の保護者からは、タブレットがとても重たいという声もいただいている。デジタル教科書の導入により、紙とデジタルの双方を管理する必要が生じ、子どもや保護者の負担も大きくなると予想する。

区は法改正を受けて、どのような方針を持っているのか伺う。

【答弁】

- (1) 多くの学校では、児童生徒の安全確保のため、水泳帽を目立つ色にし、異変をすぐに察知できるようにしている。配慮が必要な児童生徒については、より目立つ色にするなどの工夫をしている。水着や水泳帽の色については、現在の取組状況や教員の意見等を確認しながら検討していく。
- (2) デジタル教科書は、動画や音声による補足説明を通じて学習効果を高める効果がある一方、児童生徒への操作方法の指導に時間を要することや、紙の教科書と比べて一覧性が低いといった意見も寄せられている。今後、紙、デジタル双方の利点を踏まえ、国や都のガイドライン等を注視しながら、児童生徒にとって最適な学習環境が構築できるよう取り組んでいく。

◆ 性教育について1

【質問】

- (1) 区では、性暴力等防止特別対策委員会からの提言を踏まえ、区独自の教育・研修等プログラムを作成し昨年度から実施している。また、中学校2年時には全校で助産師による「いのちの授業」として、いわゆる歯止め規定を設けず、妊娠の経過、避妊法、人工妊娠中絶等の指導を行っている。これらの取組に対する教職員や保護者からの反響と、性暴力等防止対策評価委員会での検証結果を伺う。
- (2) 宮崎市では、市長の号令のもと、各教科に包括的性教育の視点を盛り込んだ教案を一括で作成し、各学校で取り組んでもらう施策をはじめ、全国的にも話題となった。練馬区でも、宮崎市の事例を参考に、統一教案を作成するとともに、モデル校を設定して実施することを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの趣旨等を反映した区独自の「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を作成し、令和7年度から全ての学校・園で、発達段階に応じた授業を実施している。

中学2年生には、「いのちの授業」として、助産師による「妊娠の経過」「避妊法」等の指導を行っている。教職員の99%以上、保護者の95%以上から肯定的な評

価を得ており、先月開催した性暴力等防止対策委員会でも、有識者から、「全国的にも先進的な取組であり、他の自治体にも広めてほしい」などの評価をいただいている。

- (2) 既に具体的な取組を進めており、新たな取組をモデル実施する予定はない。今後は、国が指導の手引きに新たに追加した、「性的同意」を指導計画に盛り込むなど、更なる内容の充実を図っていく。

◆ 性教育について2

【質問】

- (1) 区は、2023年に発覚した中学校校長による校内での性犯罪を受け、「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、その提言がまとめられた。
- 提言を受け、区は「児童生徒への性暴力等を防止するための対策方針」を策定し、中学2年生を対象に「人権を基盤とした教育プログラム」の一つとして、「いのちの授業」を年に一度行っている。対策方針では、「人権を基盤とした教育プログラム」を継続的に実施するとともに、毎年改善するとしている。区は、2025年度の実施状況を検証し、どのように改善したのか伺う。
- (2) 保護者からは、子どもが受けている「いのちの授業」の内容はどのようなものなのか知りたいという声も上がっている。平日の公開授業に足を運ぶのも難しい保護者や、学校に行っていない子どもたちのためにも、助産師が行っている「いのちの授業」を動画などで共有してはいかがか。区の所見を伺う。
- (3) 宮崎市では、子どもたちの生命と権利を育んでいくために、2025年3月策定の「第六次宮崎市総合計画」と「第三次宮崎市教育ビジョン」に包括的性教育を明記している。計画に位置付けたことで、市全体で学校・家庭・地域社会が一体となり、包括的性教育に取り組んでいるとのことである。
- 練馬区においても、「総合計画」や「練馬区教育振興基本計画」に「包括的性教育の実施」を位置付ける必要がある。区の所見を伺う。
- (4) 大人も包括的性教育を学ぶ必要がある。保護者だけではなく、子どもを見守る全てのおとなに向けた区主催の講座なども実施することを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの趣旨等を反映した区独自の「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を作成し、令和7年度から全ての学校・園で、発達段階に応じた授業を実施している。
- 令和7年12月と令和8年1月に、学識経験者等による「性暴力等防止対策評価委

員会」を開催し、区取組について概ね肯定的な評価をいただいた。一方で、授業や研修の大切さを児童生徒や教職員に伝える工夫が更に必要であること、授業の中で重複している内容や理解しにくい点について検討が必要、などのご意見をいただいた。

こうした意見を踏まえ、子どもたちに与える影響の深刻度などがより伝わるよう資料を追加したほか、重複部分を整理するなど、改善を加えた。

- (2) 「いのちの授業」については、中学校2年生を対象に、保護者の理解・了承を得たうえで、助産師による「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の指導を行っている。学習指導要領に示されていない内容も含まれ、事前の丁寧な説明や授業後のケアが重要であることから、動画の共有については慎重に進めていく必要があると考えている。
- (3) 区は性暴力等防止対策委員会からの提言を踏まえ、令和6年度に対策方針を策定した。教職員による性暴力の根絶を図る、そして、児童生徒の人権が大切にされ、安心安全に過ごすことのできる学校を目指し不退転の覚悟で取り組む姿勢や、区独自の「教育・研修等プログラム」を継続して実施していくことを明記している。区はこの方針に基づき、取組を進めていく。他の計画への記載方法については、今後検討していく。
- (4) この取組は、区立学校での事業をきっかけに、昨年度から始めたものであり、まずは区立学校・園において、児童生徒および教職員にプログラム内容を確実に定着させ、学校風土を変えていくことを最優先に取り組んでいく。更なる展開については、今後、庁内関係部署と連携して検討していく。

◆ 日本語教育について

【質問】

- (1) 学校の日本語等指導講師や区の「こども日本語教室」は初級が中心で、教科書や試験の理解に必要な「学習のための日本語」を継続して学ぶ公的支援はない。教員からは、計算はできても文章題が理解できず、授業中の継続的な個別対応には限界があると伺った。教科学習に必要な日本語や教科補習を継続して受けられる制度を整えるべきである。

また、区立中学校には正式な日本語学級がない。早期に日本語学級設置に取り組むべきである。あわせて区の所見を伺う。

- (2) 区内の都立田柄高校では、今年度の新入生125人のうち日本語の支援を必要とする生徒が80人を占め、都立高校で最も高い割合となっている。同校では、日本語サ

ロンや保護者への支援、地域団体との連携を進めている。

区は、田柄高校等と協議し、中学校から高校へ切れ目なく支援をつなぐ体制を築くべきである。国籍やルーツにかかわらず、全ての子どもが地域とともに学び、将来を選べる環境の実現を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 近年、区立小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒が急増している。区では、日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に日本語指導講師を派遣し、児童生徒が日常生活を支障なく送ることを最優先に、平仮名や片仮名、挨拶など、基本的な日本語から指導を行い、徐々にレベルを引き上げている。授業で使われる難易度の高い日本語については、教員が一人一人の習得レベルに応じて個別指導を行っている。

更に日本語指導が必要な児童生徒が特に多い小学校2校、中学校1校には、専門的に日本語指導を行う教員を配置し、教科学習等に必要な日本語の指導を行っている。来年度には、光が丘春の風小学校に、区内全ての児童が日本語の指導を受けられる日本語学級を設置できるよう準備を進めている。中学校についても、早期の設置に向けて検討を進めている。区としては、まずはこうした支援の充実に取り組んでいく。

- (2) 田柄高校とは、現在も一部の区立小学校との間で、高校の教員が、授業風景の視察や教員同士の意見交換を行っている事例がある。こうした取組を他校に共有し、日本語指導が必要な生徒の円滑な進学に向けて取り組んでいく。

◆ 中村小学校の改築について

【質問】

- (1) 令和7年3月、中村小学校について、改築に向けて令和9年度当初から基本設計に着手する計画が示された。区の20年後の推計によると、令和26年度には30学級、948人となり、過大規模の状態は継続すると推測される。改築を契機に、児童がゆとりのある空間で、のびのびとした教育環境下で学校生活を享受できるよう、校庭天然芝生の再整備、防災備蓄倉庫の整備、既存の夜間照明のLED化、校庭トイレの設置、給食調理室の拡充、室内温水プールの設置は必須と考える。

また、改築後数年で、増築をしなければならなくなった石神井小学校を教訓とし、改築の設計では慎重に検討されることを要望する。あわせて区の所見を伺う。

- (2) 労務単価や建設資材の高騰で建設コストが上昇する中であっても、改築により良好な教育環境を実現するため、区内事業者を優先するのは当然であるが、状況によ

っては区外事業者の活用も視野に入れ、改築をスピードアップされることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 中村小学校の改築に当たっては、1教室当たりの面積の拡充に伴う校舎の建築面積の拡大や建築基準法等の改正による規制の強化などにより、現在よりも運動場面積が小さくなることが見込まれている。中村小学校の特色を生かしながら、区が定める標準的な仕様に基づく教育環境が確保できるよう、今後の設計において検討していく。

現在、区全体の学校プールのあり方の検証を進めており、この中で各学校における具体的なプールの整備方法を検討していく。

また、最新の児童推計に加え、まちづくり部門と連携して近隣の大規模開発等の情報の把握に努め、適切な教室数を確保していく。

- (2) 建設業における働き方改革や中東情勢の影響などを受け、建設業界を取り巻く状況が大きく変化しており、全国的に公共工事の入札不調が生じる大変厳しい状況となっている。今後は、他の区立施設の改修工事等が同時期の入札とならないようスケジュールを調整し、平準化に努めるとともに、学校改築工事における区外事業者の活用について検討し、着実に改築を進めていく。

◆ 学校・学童の男女共用トイレについて

【質問】

- (1) 先日、区民から「ある小学校で、児童用トイレは男女一緒なので職員用を使うよう言われた。」との話を伺った。確認したところ、入口は男女共通で、女子側に薄い内扉があるものの、男女を分けるのは薄いパーテーションのみで、上下には大きな隙間があり、音や気配も全て伝わる。異性の音や気配まで意識させる環境は、児童の心身への負担を高めかねない。

同様の構造のトイレが何校に残っているのか調査すべきである。また、問題があるトイレは、迅速に対策を講じるべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区はこれまで、トイレの改修工事を行う際に、男女のトイレを適切に区分けし、改善を図ってきた。この結果、男子トイレと女子トイレが簡易なパーテーションで区切られたトイレがある学校は5校となっている。今後、各校の状況を確認し、できる限り早期に対策を講じていく。

◆ 香害、化学物質過敏症への対応について

【質問】

- (1) 日用品の香り成分などの化学物質によって健康に被害を及ぼす「香害」「化学物質過敏症」に関する保護者からの相談は後を絶たない。教育委員会が学校に対し、給食着の運用や香りの配慮に関する啓発資料の活用など、香害対策を依頼していることは承知しているが、学校によって保護者への情報提供に差が生じている。あらためて、学校における情報提供の徹底と周知啓発についての区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区は、定期的に化学物質過敏症に関するリーフレットを全区立小中学校に送付し、周知を図るとともに、校長会等を通じて、症状を訴える児童生徒に配慮するよう依頼している。昨年度には、学校間で情報提供に差が生じないように、保護者周知の際の文書例を示したうえで、積極的に周知を行うよう各校に依頼した。引き続き周知啓発に取り組んでいく。

◆ 図書館の在り方について

【質問】

- (1) 現在、全国の自治体において「図書館のあり方」が劇的に変化している。かつての「静かに本を借りるだけの場所」という単機能なイメージから、読書や自習にとどまらず、「人とのつながり」を重視する新たな「サードプレイス（第3の居場所）」へ、役割の再定義が進んでいる。

こうした新しい図書館の必要性については、これまでも一般質問で取り上げた。その際、区からは、令和4年策定の「これからの図書館構想」に触れたうえで、「貫井図書館のリニューアルにあわせ、カフェを併設し、にぎわいある融合空間を実現する」との答弁があった。

先の定例会において美術館の再整備計画が白紙となったが、再整備との連動を前提としていた「これからの図書館構想」は今後どのように扱われるのか。また、「サードプレイスとしての図書館」という理念は引き継がれていくのか。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、令和4年度に策定した概ね10年後の将来像を示すこれからの図書館構想において、「多様なニーズに応える空間の創出」、「人と人、人と地域のつながりの創出」を主要な取組項目に掲げ、静と動の空間を整備する方向性や、図書館を活用して区民同士の交流や学び合いを生み、地域の課題の解決や新たな活動に繋げて

いく方向性を示している。こうした考え方は、これからの図書館には欠かせないものであり、区が目指す図書館の将来像は変わらないものと考えている。

現在、区では、小さな子ども連れの保護者や会話を楽しみたい児童生徒も気兼ねなく利用できるよう、全館に声を出しても構わない時間帯やスペースを設定している。また、利用者が感想を共有する読書会の開催や、地域団体との共催展示など、地域活動の発表の場や、区民同士の交流を生み出す場を図書館において提供している。

図書館構想の実現イメージとしてお示ししている、貫井図書館へのカフェの併設や、自由にお絵描きや工作などができるブック・アート・キッズスペースの設置などについても、美術館・図書館の再検討を進める中で、あわせて検討していく。

今後も、図書館が、誰もが気軽に立ち寄れる情報拠点となるよう取り組んでいく。

◆ 親育ち支援について

【質問】

- (1) 子育て支援は、保育や経済的支援だけではなく、親自身が親の立場で学び、成長できる「親育ち支援」も重要であると考えます。「親育ち」を区の子育て施策の一つとして位置づけ、重要性を徹底させるべきである。また、働く親でも参加できる、夜間・土日の開催や父親向け「パパの子育て講座」などの開催を検討されてはいかがでしょうか。あわせて区の所見を伺う。
- (2) 親になるための準備は、妊娠中から始まっている。区では、妊娠届時の面談や赤ちゃん準備教室、また、区独自で制作した父親向け育児応援動画も配信されており、評価する。さらに、子どもの発達やほめ方・しかり方など、親になるための基礎講座も妊娠期から実施されてはいかがでしょうか。

また、子育ての悩みは、子どもの成長につれて変化する。重要なことは、「問題が起きた家庭が受ける講座」ではなく、「困る前の親育ち支援」としての予防型講座にするとともに、「0歳から3歳」「就学前」「小学生」「中学生」と子どもの成長段階に応じて親が学び続けられるプログラムを整備することも重要である。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区はこれまで子育てのひろばや子育て支援講座、相談事業等を通じて、保護者の不安や負担の軽減に取り組んできた。地域子ども家庭支援センターで実施するノーバディーズ・パーフェクトは、参加者同士が交流しながら子育てについて学び合い、親としての気づきや自信を深める講座である。参加者からは、子育ての悩みを共有

して気持ちが楽になったなどの声を伺っている。

子育て支援に関する講座は、平日だけでなく土日も開催しているほか、父親向けの講座も実施している。昨年度から開始した、ねりまママパパてらすでは、「パパのための座談会」を開催し、父親同士の交流を深める機会を設けている。今後も、保護者の不安や孤立感の軽減を図るとともに、養育力の向上につながる事業の充実に取り組んでいく。

- (2) 保健相談所で行う「赤ちゃん準備教室」では、パパ、ママ同士の交流会を実施しているほか、区独自で制作した父親向け育児応援動画を活用し、妊娠期から出産、子育てのイメージづくりができるよう工夫している。

また、学校教育支援センター等では、小中学生などの全保護者を対象とした、子育て講習会を実施している。講習会では、学齢期の子どもとの接し方や、子育てで留意すべきことなど、悩みの有無に関わらず学べる内容としている。

今後、妊娠期から子育て期まで、子どもの成長段階に応じて親として学び続けられる各種講座や事業の充実を図り、切れ目のない支援に取り組んでいく。

◆ 猛暑と子どもの遊び場について

【質問】

- (1) 近年の猛暑により、「暑さで外で遊べない」「身体を思い切り動かせる屋内施設がほしい」との声が寄せられている。これは単なる娯楽施設の要望ではなく、子どもの運動機会や健全育成、保護者負担にも関わる課題である。

猛暑で屋外活動が制約される現在、大型施設の新設ありきではなく、地域別・年齢別に屋内で身体を動かせる場所の不足状況を把握し、児童館や地区区民館など既存公共施設の利用状況や改修可能性を整理すべきである。

そのうえで、候補施設を選定し、一部でモデル実施して利用状況や運営課題、費用対効果を確認し、具体的な展開につなげることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、子どもたちが自由に来館できる全天候型の屋内施設として、児童館や厚生文化会館、地区区民館あわせて39か所を整備している。本年4月に、小中一貫教育校みらい青空学園の北校舎に栄町児童館を移転し、みらい青空児童館を整備した。遊びのスペースを拡大し、乳幼児の専用室も確保した。地区区民館は、公共施設等総合管理計画に基づいて改修を順次進めている。改修の際には、学童クラブの跡スペースを子どもロビー、子ども図書館へ機能転換し、子どもたちの居場所を充実させている。引き続き、施設の有効活用に取り組んでいく。

◆ 若者団体への支援について

【質問】

- (1) 世田谷区では「せたがや若者ファンディング」、町田市では「まちだ若者大作戦」という名称で、子どもや若者のやりたいことやアイディアに15～20万円の補助を行っている。ぜひ練馬区でも、子どもやユース世代が地域で活動するための補助制度を創設すべきと考える。また、そういったユース世代がいつでも無料で使えるスペースの確保も必要となる。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 青少年館では、青少年団体の自主的な活動を支援している。ダンスや音楽等のサークル活動の場や成果発表の機会を提供するとともに、施設利用を無料としている。春日町青少年館の改築に当たっては、若者や団体同士、多世代が集まる交流スペースの設置など検討を進めている。

一方、若者の地域活動への補助については、区では「ねりま協働ラボ」や「やさしいまちづくり支援事業」など、若者団体も活用できる制度がある。青少年館等においてこうした制度を周知し、若者の地域活動を支援していく。

◆ 子どもの権利条例について1

【質問】

- (1) 練馬区は4月に区長が変わり、これまで「こども基本法」や「子ども・子育て支援事業計画」等に依拠してきた、子どもの意見表明や参加の機会の確保などについて、「条約の理念を実現する取組について検討する」との立場に立っている。

首長が変わった場合であっても、子どもの権利保障の水準を維持・向上させていくための制度的な担保として、子どもの権利条例を制定すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として捉え、子どもの様々な権利に共通する一般原則として、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存および発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の「4つの原則」が示されている。

区はこれまで、この条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、教育・子育て大綱や子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図ってきた。

引き続き、子どもの意見表明や参加の機会の確保をはじめ、子どもの権利を保障する取組について検討していく。

◆ 子どもの権利条例について 2

【質問】

- (1) 前区政では大綱や区の計画の中で既に子どもの権利擁護を十分に図っているとして、新たな条例の制定を繰り返し否定してきた。一方、区長は子どもとともに条例をつくり、それを確実にするために第三者機関をも設けると公約した。これは大きな政策の転換である。

多様な子どもの声を聴き、相談、調整および救済を担う第三者機関を備えた条例をいつまでに、どのような工程で制定するのか伺う。

【答弁】

- (1) 子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として捉え、子どもの様々な権利に共通する一般原則として、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存および発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の「4つの原則」が示されている。

区はこれまで、この条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健全な成長を保障することを基本として、教育・子育て大綱や子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図ってきた。

引き続き、子どもの意見表明や参加の機会の確保など、条約の理念を実現する取組について検討していく。

◆ 子どもの権利条例について 3

【質問】

- (1) 前回の定例会において、子どもの権利条例制定に関する一般質問に対し、「子どもの権利条約の理念を実現する取組について検討していく」との答弁があった。子どもの権利条例の制定について、あらためて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として捉え、子どもの様々な権利に共通する一般原則として、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存および発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の「4つの原則」が示されている。

区はこれまで、この条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、教育・子育て大綱や子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図ってきた。

引き続き、子どもの意見表明や参加の機会の確保、普及啓発など、子どもの権利を保障する取組について検討していく。

(参考) 区長部局答弁

◆ 教育費の負担軽減について 1

【質問】

- (1) 修学旅行、各移動教室の無償化等による保護者負担の軽減について、区長の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、教育に係る支援を更に充実する。今年度から、ご家庭にとって特に負担感の大きい区立中学校の修学旅行費を無償化することとした。既に修学旅行を実施した学校や、修学旅行費用を積立中の場合も対象とし、修学旅行実施後に保護者に費用を返金する。また、更なる負担軽減に向け、今後、移動教室の無償化に向けた検討を進めていく。

◆ 教育費の負担軽減について 2

【質問】

- (1) 区長は所信表明で、不登校や私立小中学校等に通う児童生徒への給食費補助を来月から開始すると表明した。他方、都の補助対象は私立学校・私立特別支援学校に限られ、国立学校や外国人学校等は対象外となる見込みである。23区では7区が独自に支援している。教育の公平性の観点から、練馬区でも国立学校や外国人学校等に通う子どもも対象に含めるべきである。区長の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 区は、これまで、区立小中学校の給食費の全面無償化を実施してきた。来月から、国や都の補助制度を活用し、不登校児童生徒および私立小中学校等に通う児童生徒への給食費補助を開始する。幅広く子育て世帯を支援する観点から、国立学校やインターナショナルスクール等に通う児童生徒についても、区独自に補助の対象とする考えである。

◆ 給付型奨学金について

【質問】

- (1) 区長は、給付型奨学金の充実も選挙時の公約に掲げている。練馬区で育ってよかったと思えるようなまちにするためにも、早急な給付型奨学金の創設を要望する。現在の検討状況を伺う。

【答弁】

- (1) 国は、令和2年度に返還不要の給付型奨学金制度を創設した。しかし、家庭環境によっては、制度を利用しても不足する学費や生活費の負担から、大学や専門学校への進学を躊躇する若者もいる。私は、こうした若者たちを少しでも手助けしたいと思ってきた。

現在、奨学金の利用実態やニーズを把握するため、奨学金利用者等へのヒアリングを実施するとともに、他自治体における取組状況の調査を進めている。今後、これらの結果を踏まえ、意欲ある若者が家庭環境に左右されることなく学び続けられるよう、区独自の支援策を検討していく。

◆ 学校の統合・再編について1

【質問】

- (1) 現在の課題校である小竹小学校や、小規模校である豊溪中学校の統合については、行政と議会が保護者・地域住民から丁寧に様々な意見を伺いながら、時間をかけて進めてきた。区長が豊溪中学校の統合を決断されたことは当然であると考えて。今後の統合校について、区長の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 実施計画に基づく統合・再編については、一旦立ち止まり、各校の現状や課題を整理した上で、地域の方々の声を丁寧に伺い、ともに考えていく。

豊溪中学校については、これまで地域の方々から多くのご意見を伺ってきた。熟慮を重ねた結果、既に具体的な統合年度を公表し、それに基づく学校生活が始まっており、これを元に戻すことは、あまりにも子どもたちへの影響が大きいこと、また、良好な教育環境の確保と持続可能な学校運営の観点から、これまでの方針に沿って、令和11年4月の統合に向けて取組を進めることとした。

◆ 学校の統合・再編について2

【質問】

- (1) 7月29日に行われた区と地域や学校関係者との協議の場では、見直しを求める意見が多数を占めたという。この場には区長自身も出席しており、実際に当事者の声を聴いたはずである。あらためてどのような声が出されたのか伺う。
- (2) 区長は、統合を進める理由として、既に統合年度を公表し、それに基づく学校生活が始まっており、あまりにも子どもたちへの影響が大きいことを挙げている。具体的にどのような影響が出ているのか伺う。

- (3) 地域からは、旭町小学校の建て替えに当たっては、豊溪中学校と一体の小中一貫校の整備を求める声も上がっていた。なぜ小中一貫校は難しいのか、その理由について、区長の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 7月29日、地域や学校関係者の皆様にお集まりいただき、豊溪中学校の統合・再編について直接ご意見を伺った。計画に理解を示された方がいた一方で、計画に反対のご意見や、学校選択の時期が迫っており、早く方向性を決めてほしいなど様々なご意見をいただいた。
- (2) 豊溪中学校については、20年以上過小規模が続いており、区の推計、都の推計ともに今後も過小規模が見込まれている。単学級ではクラス替えができず、交友関係が固定化しやすく、多様な考え方に触れる機会が少なくなるなどの課題があることから、統合・再編が進められてきた。

本年4月、豊溪中学校・光が丘第一中学校どちらに入学するか、子どもも保護者も悩まれた上でお決めいただいたと思う。学校では、生徒同士や先生との人間関係が構築されているとともに、統合を見据えた教育活動や学校運営が進められている。このような中で、その前提を大きく変更することは、新たな不安や混乱を生じさせるおそれがあることから、これまでの方針に沿って、令和11年4月の統合に向けて取組を進めることとした。

- (3) 集団生活や行事が活発に行われ、児童生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童生徒数・学級数が必要という考えのもと、区では国が定める標準規模を基に、適正規模の基準を設けている。小中一貫校の適正規模を18～27学級としており、現在も将来推計でも、旭町小学校12学級、豊溪中学校5学級で合計17学級であるため、小中一貫校とすることは困難であると判断したものである。

◆ 学校の統合・再編について3

【質問】

- (1) 区長選挙に当たっては、統合に反対する多くの地域の方々も区長を応援されたと伺っている。今回の判断は、そうした方々の期待に応えるものとなっているのか。

また、統合後の施設のあり方については、地域の皆様と丁寧に対話を重ね、いただいた意見を反映できるよう検討を進めるとのことである。統合反対の方々に対しても引き続き粘り強く説明と対話を行い、真に地域の意見が計画へ反映される仕組みとすべきと考える。あわせて区長の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 豊溪中学校については、20年以上過小規模が続いており、区の推計、都の推計ともに今後も過小規模が見込まれている。単学級ではクラス替えができず、交友関係が固定化しやすく、多様な考え方に触れる機会が少なくなるなどの課題があることから、統合・再編が進められてきた。

本年4月、豊溪中学校・光が丘第一中学校どちらに入学するか、子どもも保護者も悩まれた上でお決めいただいたと思う。学校では、生徒同士や先生との人間関係が構築されているとともに、統合を見据えた教育活動や学校運営が進められている。このような中で、その前提を大きく変更することは、新たな不安や混乱を生じさせるおそれがあることから、これまでの方針に沿って、令和11年4月の統合に向けて取組を進めることとした。

豊溪中学校の統合後の施設のあり方については、子どもたちをはじめ地域の皆様と丁寧に対話を重ね、いただいたご意見を反映できるよう検討を進めていく。

学童クラブ従事職員宿舍借上げ支援事業の実施について

1 事業目的

東京都が令和 8 年度に創設した補助制度を活用し、学童クラブ従事職員用に宿舍の借上げを行う事業者に対して、区がその費用の一部を補助することにより、学童クラブの人材確保および離職防止を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

学童クラブ従事職員宿舍借上げ支援事業

(2) 対象事業

区内で学童クラブを運営する事業者（以下「事業者」という。）が行う、学童クラブ従事職員用の宿舍借上げであって、以下の要件をすべて満たすもの。

ア 当該宿舍に「(3) 入居者の要件」を満たす者が入居していること。

イ 当該宿舍の所在地が区内であること。ただし、公共交通機関等により通勤可能であると認められる場合はこの限りではない。

(3) 入居者の要件

事業者が直接雇用する常勤の職員であって、就業場所が区内の学童クラブであり、当該宿舍への入居契約等を事業者と締結していること。

(4) 補助対象経費

宿舍借上げ費用のうち、賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料

(5) 補助基準額

1 戸あたり 82,000 円（月額）

(6) 補助金額

補助対象経費と補助基準額とを比較し、いずれか少ない方の金額に補助率（8 分の 7）を乗じて算定した額（千円未満の端数切捨て）

3 補助対象事業者

(1) 区立学童クラブおよび区立ねりっこ学童クラブを運営する事業者

(2) 区が運営費を補助する民間学童クラブを運営する事業者

4 今後の予定

- ・ 10 月下旬に対象学童クラブを運営する事業者に周知
- ・ 11 月から補助金交付申請受付開始を予定

令和 8 年 10 月 8 日
こども家庭部子育て支援課

練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について

令和 9 年度に練馬区ねりっこクラブの運営業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 再公募施設

(1) 委託事業者名

ア 早宮小ねりっこクラブ

団体名：株式会社ポピンズエデュケア

所在地：東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号

イ 石神井小ねりっこクラブ

団体名：株式会社東急キッズベースキャンプ

所在地：東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

ウ 大泉西小ねりっこクラブ

団体名：株式会社セリオ

所在地：大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 17 号堂島グランドビル 8 階

エ 泉新小ねりっこクラブ

団体名：株式会社グローバルキッズ

所在地：東京都千代田区富士見二丁目 14 番 36 号

(2) 委託期間

運営業務委託

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 選定経過

令和 8 年 5 月 27 日 第 1 回選定委員会（募集要領・提出書類内容・審査書類等決定）

7 月 1 日 委託事業者募集開始

7 月 9 日 事業者向け説明会

7 月 10 日・13 日

事業者向け施設見学会

7 月 31 日 応募書類提出期限（応募事業者数：4 者）

8 月 21 日 第 2 回選定委員会（事業者プレゼンテーション・運営責任者ヒアリング・受託候補事業者決定）

令和 8 年 10 月 8 日
地域文化部地域振興課
高齢施策担当部高齢者支援課
こども家庭部青少年課

練馬春日町駅周辺施設の再編に向けた意見聴取会等の開催について

春日町青少年館は、公共施設等総合管理計画〔実施計画〕に基づく改築に合わせ、必要な機能は維持しつつ、春日町地域集会所および練馬高松園地域包括支援センターの移転、街かどケアカフェの新設など、練馬春日町駅周辺施設を再編・複合化し、区民サービスの向上を図ることとしている。

複合施設の整備に向け、区民意見を広く聴取し、今年度取りまとめる基本設計に反映させるため、意見聴取会およびオープンハウスを以下のとおり開催する。

1 意見聴取会等の開催

(1) 意見聴取会

① 日時

令和 8 年 11 月 29 日（日）10 時～14 時および 17 時～19 時

② 場所

春日町青少年館レクリエーションホール

③ 開催方法

改築に向けたこれまでの取組をパネルで展示するとともに、意見聴取ブースを設けて区民の意見を広く聴取し、基本設計に反映する。

④ 周知

ねりま区報（11 月 11 日号）、区ホームページ、区公式 SNS、チラシ等

(2) 障害者からの意見聴取

① 日時

令和 8 年 12 月 1 日（火）14 時～16 時

② 場所

春日町青少年館第二会議室

③ 開催方法

新施設に対する当事者の意見や要望を聴取し、基本設計に反映する。

2 アンケートの実施

(1) 実施期間

令和 8 年 11 月 1 日～11 月 30 日

(2) 対象

春日町青少年館利用者および中学生

(3) 実施方法

LoGo フォームによる回答

3 オープンハウスの開催

(1) 日時

令和9年3月14日（日）10時～14時および17時～19時

(2) 場所

春日町青少年館レクリエーションホール

(3) 開催方法

いただいた意見により取りまとめた基本設計（案）をパネル展示し、区民意見を聴取する。

(4) 周知

ねりま区報（3月1日号予定）、区ホームページ、区公式SNS、チラシ等

4 今後の予定

令和8年11月 アンケート実施（青少年館利用者および中学生）

11月29日 意見聴取会開催

12月1日 障害者からの意見聴取

令和9年3月 常任委員会報告（意見聴取・基本設計（案）の報告）

3月14日 オープンハウス開催

3月下旬 基本設計確定

5 複合化する施設

- ・春日町青少年館、ねりま若者サポートステーション
- ・春日町地域集会所
- ・練馬高松園地域包括支援センター、街かどケアカフェ
- ・青少年育成第四地区委員会